

～プロローグ～.....1
「決算書」と「法人税申告書」で粉飾決算を見破れ！！

法人税申告書

01 別表1 9
—取引先のアウトラインをつかむ—

02 別表2 23
—株主構成をつかみ、事業承継対策の提案を行う—

03 別表4 29
—所得金額の大きさとその中味がわかる—

04 別表5 (1) 39
—税務上の純資産額の大きさがわかる—

05 別表5 (2) 47
—税金の納付や経理処理状況がわかる—

06 別表6 (1) 53
—法人税の前払いである所得税額がわかる—

07 別表6 (15) 59
—儲かっている中小企業の節税意欲がわかる—

08 別表6 (26) 63
—従業員の給与が増えたかどうかわかる—

09 別表7 (1) 67
—所得から差引くことができる欠損金の明細がわかる—

10 別表8 (1) 73
—受取配当等の益金不算入額がわかる—

11 別表11 (1) 81
—不良債権とその貸倒引当て状況がわかる—

12	別表11 (1の2)	87
	— 将来の貸倒れに対する備えの状況がわかる —	
13	別表14 (2)	93
	— 寄付金の損金不算入額がわかる —	
14	別表14 (5)	97
	— 100%グループ法人間の資産の売買取引の実態がわかる —	
15	別表15	103
	— 交際費の支出額と損金不算入額がわかる —	
16	別表16 (1)	107
	— 一定額法による償却過不足の有無がわかる —	
17	別表16 (2)	115
	— 一定率法による償却過不足の有無がわかる —	
18	別表16 (6)	129
	— 繰延資産の償却過不足の有無がわかる —	
19	別表16 (7)	135
	— 当期に費用計上した少額減価償却資産の明細がわかる —	
20	別表16 (8)	139
	— 3年間の均等償却の状況がわかる —	
21	別表16 (10)	143
	— 資産に係る控除対象外消費税額の処理がわかる —	
22	適用額明細書	147
	— 租税特別措置法の適用で儲けの状況がわかる —	
	決算報告書	151

勘定科目内訳書

勘定科目内訳書	161
—勘定科目の中味から決算書の実態をつかむ—	
●預貯金等の内訳書	162
●受取手形の内訳書	164
●売掛金（未収入金）の内訳書	166
●仮払金（前渡金）の内訳書、貸付金及び受取利息の内訳書	168
●棚卸資産の内訳書	170
●有価証券の内訳書	172
●固定資産の内訳書	174
●その他の内訳書	176
●支払手形の内訳書	178
●買掛金（未払金・未払費用）の内訳書	180
●仮受金の内訳書、源泉所得税預り金の内訳	184
●借入金及び支払利子の内訳書	186
●土地の売上高等の内訳書	188
●売上高等の事業所別の内訳書	190
●役員給与等及び人件費の内訳書	192
●地代家賃等の内訳書、工業所有権等の使用料の内訳書	194
●雑益、雑損失等の内訳書	196

「決算書」と「法人税申告書」で粉飾決算を見破れ！！

粉飾決算しているかも……。

さわやか銀行の融資担当者であるイチローは、担当先であるABC卸販売株式会社（以下「A社」という）の経理部長から運転資金を融資してほしい旨の依頼を受けた。なかなか融資額が増加しない厳しい環境の下で、ありがたい話ではあるが、売上高はやや低下傾向にあるものの黒字であるA社の運転資金がショートするのはどうも納得がいかないし、腑に落ちない。

「ひょっとすると粉飾決算をしているかもしれない!？」

と、直感したイチローは、A社から入手している決算書をあらためて見直すことにした。また、A社からは決算書以外に「法人税申告書」も入手している。これを適切に読むことができれば、粉飾を見破ることができるかと聞いている。しかし、決算書はどうか読めるものの「法人税申告書」は正直に言うと自信がない……。

そこで、イチローは、さわやか銀行の顧問である税理士法人のK先生を訪問し、アドバイスを受けることにした。K先生と銀行とは守秘義務契約を交わしているうえ、既に何回か税務相談を持ち込んでいてお互いに信頼関係も構築されているので、A社から入手した決算書と申告書をK先生に提示し、指導を受けることにした。

A社の決算書は、151～156頁に掲載しています。

「法人税申告書」の金額と照合させながら、読み進んでいき、A社の粉飾を見破ってください。

なお、解説中の★印（★1、★2…）の付いた用語は、各項目末の「用語の解説」において掲載しています。

イチロー 先生、お忙しいところ、お時間をとっていただきありがとうございます。

今日は、当行の取引先であるA社の決算書や法人税申告書をもとに、決算書や法人税申告書が粉飾されていないかを見抜く着眼点を教えていただきたいと思って、先生にお時間をとってもらいました。

K先生 相変わらず、イチロー君は勉強熱心だね。どれどれ、決算書と申告書を見せてください。

（A社の決算書と申告書を眺めてすぐに）

直感ですが、間違いなくこの会社はかなり粉飾をしていますよ。

イチロー えー！ 本当ですか？ 先生、どこを見て、その直感になったのですか？

K先生 この会社の決算書や申告書には、粉飾の痕跡がたくさん残っていますから、順番に説明しましょう。ところで、イチロー君、会社は何のために粉飾をすると思いますか？

別表1の重要項目とその解説

PICK UP

1

税務署受付印

法人税申告書を税務署に提出したときは、申告書が提出済みであるという証明として会社側の控えに「税務署受付印」を税務署に捺印してもらいます。この捺印があれば、その法人税申告書は税務署に提出した申告書と同じであるという証しになります。

ただし、電子申告をした場合には受付印はありませんが、代わりに税務署から電子申告を受け付けたという「メール詳細」（または、電子申告終了報告書）があります。このメール詳細には、受付番号・受付時間・所得金額・確定法人税額が記載されていますので、このメール詳細を入手することによって法人税申告書とチェックすることが可能です。

（平成30年度の税制改正により、令和2年4月1日以後開始する事業年度より大法人については、電子申告が義務化されました）

PICK UP

2

事業年度の期間と申告書の種類

この申告書の対象期間と、この申告書が「確定申告書^{*2}」であるのか「中間申告書^{*2}」であるのか、あるいは、「修正申告書^{*3}」であるのかがわかります。

PICK UP

3

税理士法第30条・33条の2の書面提出

法人税申告書に次の書面が添付されているか否かを明らかにするものです。

①税理士法第30条の書面とは「税務代理権限証書」のことで、いわば納税者から税理士に対する委任状に相当するものです。また、②税理士法第33条の2の書面とは税務書類の作成における税理士の関与や審査状況が記載された書類のことで、税理士からみて申告内容に自信がある場合に添付されるのが一般的です。そのため、この書面の添付があれば、信頼度が高い申告書であると考えてもよいでしょう。

PICK UP

4

所得金額又は欠損金額（1欄）

この期の所得金額または欠損金額を示します。『別表4』（30頁参照）で計算された数字（『別表4』の47①欄に記載されている金額）が転記されたものです。この所得金額を基礎に法人税額の計算が行われます。

PICK UP

5

法人税額（2欄）

この期の所得金額に対する法人税額は、『別表1』の2欄に記載されますが、その具体的な計算は『別表1次葉』で行われます。

重要ポイント! 法人税申告書 別表4

PICK UP 1 当期利益又は
当期欠損の額

PICK UP 2 加算小計

PICK UP 3
減算小計

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)		平成31年度	令和1年度	1.4.1 2.3.31	法人 名称	ABC卸販売株式会社				
区	分	①	②	③	留	保	社	外	分	出
		円	円	円	留	保	社	外	分	出
	当期利益又は当期欠損の額	1	8,546,028	8,546,028			配当			
	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	638,000	638,000			その他			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	151,500	151,500						
	損金経理をした納税充当金	4	897,800	897,800						
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)、及び過息税	5	1,224				その他		1,224	
	減価償却の償却超過額	6								
	役員給与の損金不算入額	7	1,800,000				その他		1,800,000	
	交際費等の損金不算入額	8	2,920,881				その他		2,920,881	
		9								
		10								
	小計	11	6,409,405	1,687,300					4,722,105	
	減価償却超過額の当期認容額	12								
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	326,500	326,500						
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14	560,338				※		560,338	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「15」)	15					※			
	受贈益の益金不算入額	16					※			
	適格現物分配に係る益金不算入額	17					※			
	法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	18								
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19					※			
	有価証券譲渡益	20	5,000,000	5,000,000						
	小計	21	5,886,838	5,326,500			外※		560,338	
	仮(1)+(11)-(21)計	22	9,068,595	4,906,828			外※		△560,338	4,722,105
	関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)「24」又は「29」)	23						その他		
	超過利子額の損金算入額(別表十七(二)「19」)	24						※		△
	仮(22)から(24)までの計	25	9,068,595	4,906,828			外※		△560,338	4,722,105
	審判金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27	135,282					その他	135,282	
	法人税額から控除される所得税額(別表六(二)「6」の③)	29	147,968					その他	147,968	
	税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)	30						その他		
	分配税額外国税当戻金及び外国税額控除等に係る税額控除対象所得税額等相当額(別表六(五)「5」の②+別表十七(三)「1」)	31						その他		
	合計(25)+(27)+(29)+(30)+(31)	34	9,351,845	4,906,828			外※		△560,338	5,005,355
	契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	35								
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金の益金算入額	37						※		
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38						※		
	差(34)+(35)+(37)+(38)計	39	9,351,845	4,906,828			外※		△560,338	5,005,355
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「19」①+別表七(二)「9」①+別表七(三)「10」)	40						※	△	
	総計(39)+(40)計	41	9,351,845	4,906,828			外※		△560,338	5,005,355
	前記経費又は海外事業経費の特別控除額(別表十三(三)「43」)	42						※	△	
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46						△		
	所得金額又は欠損金額	47	9,351,845	4,906,828			外※		△560,338	5,005,355

別表四(簡易様式) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

別表4の重要項目とその解説

PICK UP

1

当期利益又は当期欠損の額（1欄）

『別表4』の「当期利益又は当期欠損の額」は、株主総会で承認（確定決算という）された損益計算書の末尾の当期純利益または当期純損失が記載されます。

さらに、この「当期利益又は当期欠損の額」は、貸借対照表の純資産額に内部留保として蓄積される留保*1と内部留保とにならない社外流出*1に分けられます。

PICK UP

2

加算小計（11欄）

企業会計では費用や損失として処理したが、税務上は損金と認められないものを当期純利益にプラス（申告加算という）したものの合計額が記載されます。この『別表4』では、費用に計上した法人税や交際費などが税務上損金とはならないものとして申告加算されています。

この申告加算した項目も、貸借対照表の純資産額に影響するかどうかによって留保となるものと社外流出となるものに分けられます。

PICK UP

3

減算小計（21欄）

企業会計では収益として処理したが、税務上は益金とは認められないものなどを当期純利益からマイナス（申告減算という）したものの合計額が記載されます。この『別表4』では、企業会計において投資有価証券譲渡益（損益計算書では雑収入に含む）として収益に計上したもののグループ税制*2の適用により税務上は益金に算入されない有価証券譲渡益や受取配当等の益金不算入額が申告減算されています。

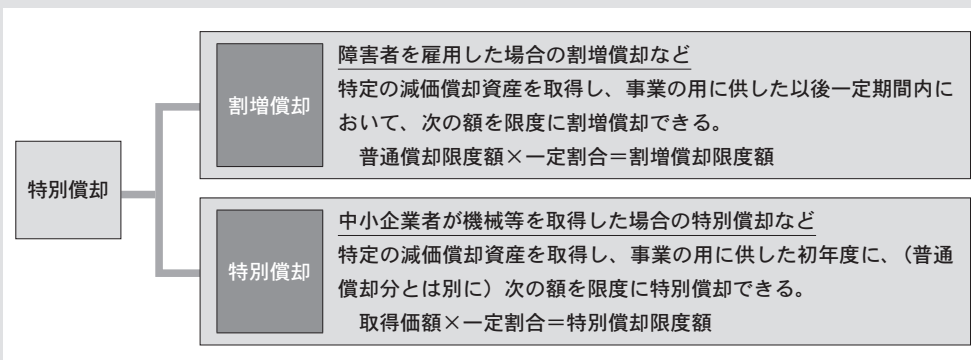
なお、申告書を提出したときに損金に算入される事業税等が納税充当金（未払法人税等のことを税務では納税充当金という）を取崩して支払われたため、損金に算入する目的で申告減算したものが「納税充当金から支出した事業税等の金額」です。

このように申告減算した項目も留保と社外流出に分けられます。

用語の解説

★1 特別償却限度額

産業政策や社会政策などを目的として、普通償却限度額以外に租税特別措置法により次のような特別償却（取得価額に一定割合を乗じた金額を償却限度額に加算すること）が認められています。そのため、これらの特別償却の適用を受けた場合には、その特別償却限度額を計算します。



・ 前期から繰り越した償却不足額（33欄）

当期分の償却限度額の一項目として記載される「前期から繰り越した償却不足額」とは、前期に計上した特別償却費が特別償却限度額に満たない場合に生じた特別償却不足額の繰越額（1年間に限る）をいい、普通償却不足額は対象となりません。

★2 定額法における償却不足累計額の推定計算方法

『別表16（1）』の資産区分欄に記載されている建物やソフトウェアの取得価額などの金額は、いずれも固定資産台帳に記載されている複数の資産の合計金額です。そのため、個々の資産の償却不足を把握するためには、固定資産台帳の提示を求めることが必要です。

しかし、固定資産台帳を入手できなかった場合であっても、取引先への質問によって取得価額の情報を入手すれば、定額法の対象となっている建物について「固定資産の内訳書」（174頁参照）から建物の取得年月日や直前期までの経過年数をつかむとともに、税法の耐用年数表から法定耐用年数を調べることにより「償却不足の累計額」を次のように推定することができます。

- ① 年間の償却限度額＝（取得価額－残存価額）÷耐用年数
- ② 理論上の償却累計額＝年間の償却限度額×経過年数
- ③ 償却不足の累計額＝帳簿価額－（取得価額－理論上の償却累計額）

執筆者紹介

小島 興一（こじま こういち）

元 税理士法人中央総研 代表社員 会長 公認会計士・税理士

中央総研グループとして金融機関、上場会社等約2,800社の企業顧問として実務にあたるかたわら、経営セミナー、相続税対策、法人税節税セミナーなどの講師として活躍。

著書『コンサルティング機能強化のための決算書の見方・読み方』『ディスクロージャー時代の企業会計と連結納税』『税金入門』『わかりやすい決算書の作り方』『法人税パーフェクト・マスター』『給与賞与退職金の会社税務Q & A』『法人税入門』他、多数

小島 浩司（こじま こうじ）

監査法人東海会計社 代表社員 公認会計士・税理士

現在、公開支援業務、グループ企業の経営戦略コンサルティング業務、日系企業の海外進出支援・会計税務業務等に携わるかたわら、IFRSや連結経営セミナーなどの講師として活躍中。

著書『ディスクロージャー時代の企業会計と連結納税』『給与賞与退職金の会社税務Q & A』『事例で分かる税務調査の対応Q & A』『コンサルティング機能強化のための決算書の見方・読み方』『金融機関のための中小企業海外展開支援実務のポイント』他

松本 幸代（まつもと ゆきよ）

税理士法人中央総研 所属税理士 コンサルティング部

2007年税理士法人中央総研に入社。

コンサルティング部に所属し、創業支援からグループ企業の組織再編の提案までさまざまな会計税務業務等に携わる。

図解でわかる 提案融資に活かす「法人税申告書」の見方・読み方 2020年度版

2007年11月9日 初版第1刷発行
2020年6月20日 2020年度版第1刷発行

編 者 税理士法人 中央総研
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-2-1
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／清水裕久 イラスト／園部多恵子
制作／櫻井寿子 印刷・製本／富士リプロ(株)

© Chuo-soken 2020 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3428-4

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。